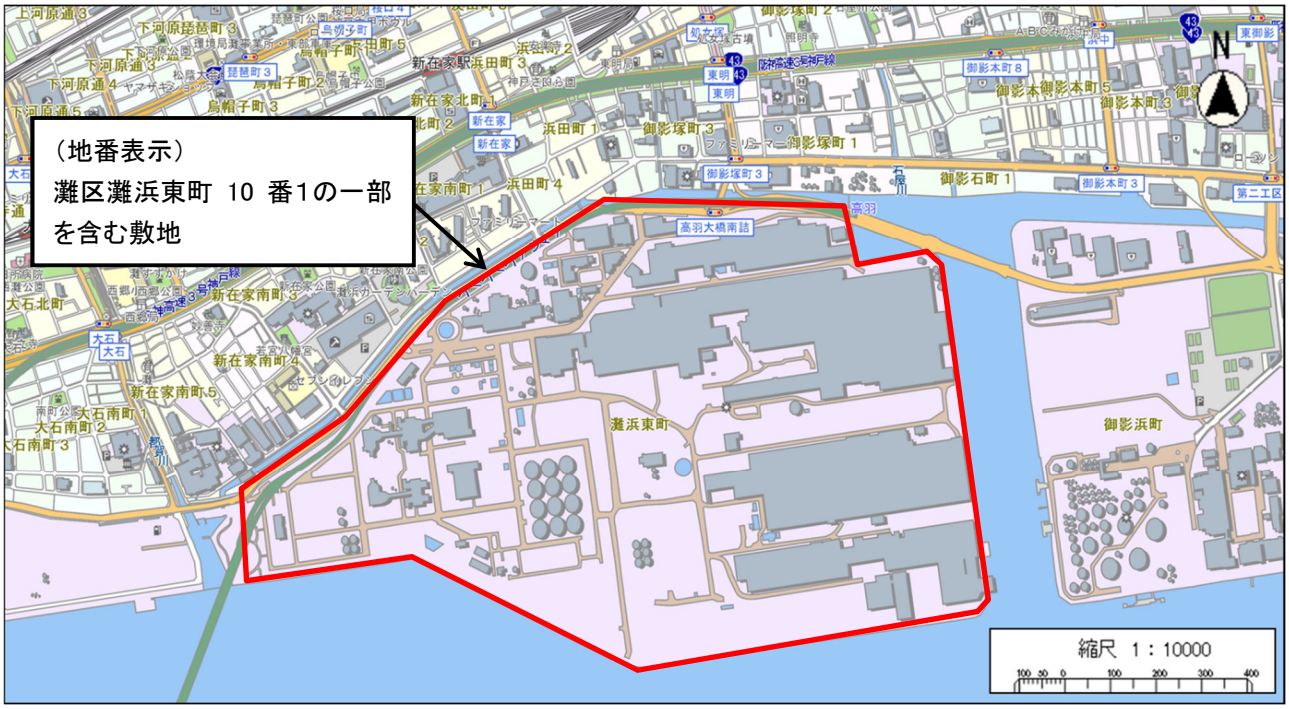
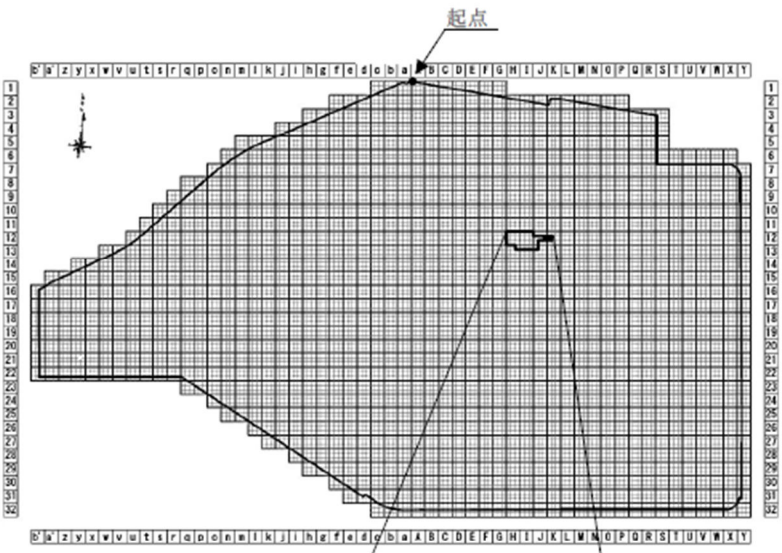
土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

１．区域指定の概要	
指定する区域（地番）	灘区灘浜東町 10 番 1 の一部
指定の区分	□ 要措置区域 ■ 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第 11 条第１項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和８年 10 月 13 日
特定有害物質の種類	鉛及びその化合物
２．土壌汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壌汚染対策法 □第３条　□第４条　□第 14 条　■その他（第３条第８項）
試料採取等対象物質	地歴調査により土壌汚染のおそれがあると認められた、第一種特定有害物質全 12 物質、第二種特定有害物質全９物質
土地の地歴調査結果	・工場として利用。 ・製造、試験において様々な物質、薬品等が使用されており、特定有害物質が含まれていた。
土壌の測定結果	鉛及びその化合物　含有量最大値 790mg/kg（指定基準値 150mg/kg 以下）
区域指定する 土地の面積	200 ㎡
土壌汚染の原因	事業活動によるものと考えられる。
３．周辺環境への影響	
地下水飲用 （溶出量超過はない）	□ 健康影響のおそれがある ■ 健康影響のおそれはない
土壌の直接摂取	□ 健康影響のおそれがある（理由：土壌を直接摂取するおそれがある） ■ 健康影響のおそれはない（理由：一般の人が立ち入る土地ではない）
４．今後の対応 土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう土壌汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

位置図



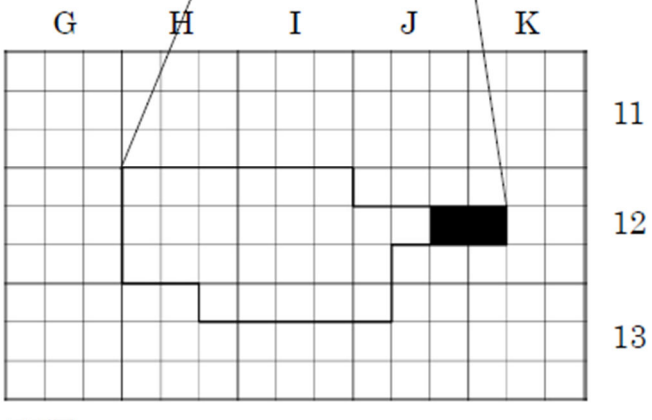
指定区域図



30m 格子図

＜起点＞
起点は、神戸市灘区灘浜東町２番の最北端とする。
＜格子の回転角度＞
81° 58′ 31″
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

＜凡例＞
●　：起点
——　：敷地境界線
■　：形質変更時要届出区域



10m区画図